三　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金
四　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号に規定する特別法人事業税に係る徴収金

２　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第五十七条の五第一項 | 特定徴収金（法第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金をいう | 特定歳入等（地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等をいう |
| 納付又は納入 | | 納付 |
| 特定徴収金の | | 特定歳入等の |
| 第五十七条の五第二項 | 特定徴収金 | 特定歳入等 |
| | 納付し、又は納入すべき | 納付すべき |
| 第五十七条の五第三項 | 特定徴収金の収納の事務 | 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務（次条第一項及び第四項において「特定収納事務」という。） |
| 第五十七条の五の二第一項 | 法第七百四十七条の六第三項 | 地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の六第三項 |
| | 同項に規定する特定徴収金の収納の事務 | 特定収納事務 |
| 第五十七条の五の二第二項及び第三項 | 特定徴収金 | 特定歳入等 |
| 第五十七条の五の二第四項 | 特定徴収金の収納の事務 | 特定収納事務 |
| 第五十七条の五の三 | 法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九 | 地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九 |
| 第五十七条の五の三第一号 | 法第七百四十七条の八第一項 | 地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項 |

（地方公営企業法施行令の一部改正）

**第四条**　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

**第五条**　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「及び第二百四十三条の二の七第一項」を「、第二百四十三条の二の七第八項及び第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同条の表第二百四十三条の二の六第三項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二百四十三条の二の七第二項第一号 | 住民 | 合併特例区の区域内に住所を有する者 |
| 第二百四十三条の二の七第八項 | 普通地方公共団体の長及び | 合併特例区の長及び合併特例区を設けている合併市町村の長並びに |

第四十四条の表第二百四十三条の二の七第一項の項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の七第二項の項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改め、同表第二百四十三条の二の七第三項の項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第一項の項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第八項の項中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第九項の項中「第二百四十三条の二の八第九項」を「第二百四十三条の二の九第九項」に改める。

第五十条第一項中「第百七十三条の六まで」を「第百七十三条の七まで」に、「第百七十三条の四及び第百七十三条の六」を「第百七十三条の五及び第百七十三条の七」に改め、同項の表第百七十三条の四第一項の項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の五第一項第一号」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第一項第二号の項中「第百七十三条の五第一項第二号」に改め、同表第百七十三条の四第二項の項中「第百七十三条の四第三項」を「第百七十三条の五第二項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第三項第一号の項中「第百七十三条の四第三項第一号」を「第百七十三条の五第三項第一号」に改め、同表第百七十三条の四第三項第二号の項中「第百七十三条の四第三項第二号」を「第百七十三条の五第三項第二号」に改め、同表第百七十三条の四第三項第三号の項中「第百七十三条の四第三項第三号」を「第百七十三条の五第三項第三号」に改め、同表第百七十三条の四第四項の項中「第百七十三条の四第四項」を「第百七十三条の五第四項」に改め、同表第百七十三条の六の項中「第百七十三条の六」を「第百七十三条の七」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

**第三条**　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改め、「第二百五十一条の七第一項」の下に「、第二百五十二条の二十六の三、第二百五十二条の二十六の四第二項、第二百五十二条の二十六の五第三項、第二百五十二条の二十六の六、第二百五十二条の二十六の八、第二百五十二条の二十六の九第一項、第二百五十二条の二十六の十」を加え、同条第二項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に改める。

第二百十条の十中「（昭和二十五年政令第二百四十五号）」を削る。

第二百十条の十二第一項中「（平成三十一年法律第三号）」を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

**第三条**　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改め、「第二百五十一条の七第一項」の下に「、第二百五十二条の二十六の三、第二百五十二条の二十六の四第二項、第二百五十二条の二十六の五第三項、第二百五十二条の二十六の六、第二百五十二条の二十六の八、第二百五十二条の二十六の九第一項、第二百五十二条の二十六の十」を加え、同条第二項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に改める。